



長野県報

8月8日(月)
平成28年
(2016年)
第2798号

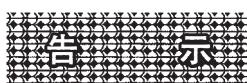
目 次

告 示

事務処理規則に基づく地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定（行政改革課）	1
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課）	1
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）	2
認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消（ものづくり振興課）	2
農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更の届出（農業技術課）	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	4
全水道長野水道労働組合の労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（労働委員会事務局）	5

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（3件）（県民協働課）	5
建築基準法に基づく公開による意見の聴取（建築住宅課）	6
特定調達契約に係る一般競争入札（会計課）	6
特定調達契約に係る落札者の決定（交通指導課）	7
特定調達契約に係る落札者の決定（科学捜査研究所）	7



長野県告示第459号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の規定に基づき、平成28年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成28年8月8日

長野県知事 阿部 守一

産地パワーアップ事業補助金交付要綱（平成28年7月7日付け28農技第226号農政部長通知）の規定に基づく補助金（事業が県全域にわたる団体に係るもの）を除く。）

行政改革課

長野県告示第460号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成28年8月8日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
医療法人丸山会 丸子中央病院	上田市中丸子1771番地1	平成31年8月13日

医療推進課

長野県告示第461号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成28年8月8日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 特定施設入所者生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
医療法人社団敬仁会	介護老人保健施設 萌生の里	塩尻市大字木曽平沢2396番1	平成28年8月1日

介護支援課

長野県告示第462号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の10第1項の規定により、次のとおり認定液化石油ガス販売事業者の認定を取り消しました。

平成28年8月8日

長野県知事 阿部 守一

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所又は所在地	取消年月日
有限会社みこしば 代表取締役 御子柴 博光	塩尻市大門六番町6番17号	平成28年7月25日

ものづくり振興課

長野県告示第463号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとしました。

平成28年8月8日

長野県知事 阿部 守一

登録番号	第7号		
登録年月日	平成13年8月30日		
地域登録検査機関の名称	北信州みゆき農業協同組合		
代表者氏名	代表理事組合長 櫻沢 和美		
主たる事務所の所在地	長野県飯山市大字飯山3567番地		
登録の区分	品位等検査		
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば		
農産物検査を行う区域	長野県		
農産物検査員			
氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
今清水 肇仁	長野県飯山市大字緑1150	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K2028025
服部 昌史	長野県飯山市大字緑694-10	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K2028026
成分検査業務受託先	受委託の区分		
	登録検査機関の名称		
	代表者氏名		
	主たる事務所の所在地		
備考	農産物検査員の新規登録(今清水 肇仁、服部 昌史)		

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

農業技術課

長野県告示第464号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県長野建設事務所及び長野市役所に備え置きます。

平成28年8月8日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
須田町	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線及び標柱1号と4号を結んだ線に囲まれた区域。	長野市	鬼無里	町	218番 217番1	1号及び4号 2号及び3号

砂防課

長野県告示第465号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年8月8日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

弓振川

2 指定の区域

茅野市及び諏訪郡原村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第466号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年8月8日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

弓振川

2 指定の区域

茅野市及び諏訪郡原村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県諏訪建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年8月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年8月8日

長野県諏訪建設事務所長 田代 幸雄

1 道路の種類 県道

2 路線名 払沢茅野線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市宮川字竹原5756番の1地先から茅野市宮川字脊戸5788番の2地先まで	旧	16.9～31.4	0.2385 km
同上	新	16.9～31.4	0.2385
茅野市宮川字脊戸5785番の10地先から茅野市宮川字南通4268番の3地先まで	新	12.0～29.6	0.6340

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年8月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年8月8日

長野県諏訪建設事務所長 田代 幸雄

1 路線名 払沢茅野線

2 供用を開始する区間

茅野市宮川字脊戸5785番の10地先から茅野市宮川字東町4427番の4地先まで

3 供用を開始する期日 平成28年8月9日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年8月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年8月8日

長野県北信建設事務所長 萩野 厚

1 路線名 南永江替佐停車場線

2 供用を開始する区間

中野市大字穴田字橋場5番の7地先から中野市大字穴田字日向3759番の2地先まで

3 供用を開始する期日 平成28年8月8日

道路管理課

長野県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、平成28年7月27日、長野市公営企業の同法第3条第4号に規定する職員が結成し、又は加入する全水道長野水道労働組合について、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、次の表に掲げるとおり認定しました。

なお、平成25年長野県労働委員会告示第1号（全水道長野水道労働組合の非組合員の範囲の認定）は、廃止します。

平成28年8月8日

長野県労働委員会会長 諏訪 雅顕

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
上下水道局	局長 参事 技幹 次長 課長 主幹 課長補佐 出張所長 総務課の係長及び人事を担当する職員

労働委員会事務局

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年8月8日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成28年7月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たんぽぽの家

3 代表者の氏名

中山 一

4 主たる事務所の所在地

岡谷市湖畔1丁目28番16号

5 定款に記載された目的

この法人は地域住民に対して、訪問介護・居宅介護事業及び福祉用具貸出、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、給食サービス、高齢者や障害者との連絡網、それらに係る人材の育成を行い、福祉サービスや保健医療サービスの増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年8月8日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成28年7月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人佐久ファーブル会

3 代表者の氏名

肴倉 孝明

4 主たる事務所の所在地

佐久市下平尾2681番地

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の市民とともに、自然と環境の保全・保護、情報提供、教育に関する事業を行い、郷土、日本、地球の自然・環境の保全・保護に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年8月8日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成28年8月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人本城

3 代表者の氏名

前山 武雄

4 主たる事務所の所在地

東筑摩郡筑北村西条4084番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に暮らす高齢者、児童、障害者等の生活の自立を支える事業を行い不特定多数の人々の利益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課